

平成30年 第1回臨時会

(平成30年6月7日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

平成30年第1回臨時会会議録目次

第1号（6月7日）（木曜日）

1.	開 会	-----	6
1.	開 議	-----	6
1.	議事日程の報告	-----	6
1.	議 事	-----	6
1.	議席の指定	-----	6
1.	会議録署名議員の指名	-----	6
1.	諸般の報告	-----	6
1.	会期の決定	-----	7
1.	選挙第1号上程	-----	7
1.	選任第1号上程	-----	8
1.	選任第2号上程	-----	8
1.	同意第1号上程	-----	9
	提案理由説明・質疑・討論・表決（同意）		
1.	議案第2号上程	-----	10
	提案理由説明・質疑		
1.	緊急質問の申し出	-----	20
1.	緊急質問 宮田幸一議員	-----	21
	ごみ処理施設建設工事について		
1.	議案第2号	-----	30
	討論・表決（原案可決）		
1.	議案第3号上程	-----	33
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	閉会中の継続調査について上程	-----	36

1.	閉会中の継続審査について上程	-----	37
1.	閉　　会	-----	37

平成30年北薩広域行政事務組合議会第1回臨時会議録第1号

平成30年6月7日（木曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	仮屋園 一 徳 議員
2 番	上 須 田 清 議員
3 番	上 筋 睦 雄 議員
4 番	大 田 重 男 議員
5 番	吉 元 勇 議員
6 番	邑 山 初 徳 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	牟 田 学 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 志 柿 隆 久

次長 森 山 佐 知

事務局

畠 山 義 昭	事務局長
佐 潟 進	総務課長
松 下 弘 明	施設管理課長
西 野 竜 一	総務課庶務係長（兼務）
山 村 祐一郎	総務課施設整備係長
池 田 強	総務課介護認定審査係長
桐 原 祐 吉	施設管理課環境センター管理係長
西 田 清 一	施設管理課リサイクルセンター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課衛生センター管理係長
竹 林 純 哉	総務課介護認定審査係主査

付議した事件

選挙第1号	副議長の選挙
選任第1号	常任委員の選任について
選任第2号	議会運営委員会の選任について
同意第1号	北薩広域行政事務組合監査委員の選任について
議案第2号	工事請負契約の締結について（ごみ処理施設工事）
議案第3号	工事請負契約の締結について（最終処分場埋立地土木施設建設工事）
	閉会中の継続調査について（総務委員会）
	閉会中の継続審査について（議会運営委員会）

午前10時00分 開 会

《開 会》

(仮屋園一徳議長)

ただいまの出席議員10名であり、定足数に達しております。これより、平成30年北薩広域行政事務組合議会第1回臨時会を開会いたします。

《開 議》

(仮屋園一徳議長)

これより本日の会議を開きます。

《議事日程の報告》

(仮屋園一徳議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(仮屋園一徳議長)

これより、議事日程により議事を進めます。

《日程第1 議席の指定》

(仮屋園一徳議長)

日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、議長においてこれを指定します。議席番号2番上須田清議員、3番上筋睦雄議員、5番吉元勇議員、6番邑山初徳議員、7番中嶋敏子議員、8番宮田幸一議員、10番道上正己議員、以上のとおり指定します。以上の皆様は、氏名標をお立てください。

《日程第2 会議録署名議員の指名》

(仮屋園一徳議長)

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番上須田清議員、3番上筋睦雄議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(仮屋園一徳議長)

諸般の報告を行います。平成30年4月27日付けで、長島町議会から当組合議員について、上筋睦雄議員、邑山初徳議員の選出がありました。また、平成30年5月14日付けで、出水市議会から当組合議員について、上須田清議員、吉元勇議員、中嶋敏子議員、宮田幸一議員、道上正己議員の選出がありました。以上が、主な報告事項であります。

また、理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。これで、諸般の報告を終わります。

《日程第3 会期の決定》

(仮屋園一徳議長)

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。そのように決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

《日程第4 選挙第1号 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第4、選挙第1号副議長の選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、指名することに決定いたしました。副議長に、宮田幸一議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました宮田幸一議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました宮田幸一議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました宮田幸一議員が、議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人の承諾を求めます。宮田幸一議員、自席で御挨拶をお願いいたします。

(宮田幸一議員)

謹んでお受けいたします。

《日程第5 選任第1号 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第5、選任第1号常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これから、暫時休憩の上、常任委員会の副委員長を互選していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、総務委員会委員長は、委員会を招集し、副委員長を互選してくださるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩します。

午前10時05分 休 憩

午前10時12分 再 開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。総務委員会の副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。総務委員会副委員長に邑山初徳議員が決定しております。

《日程第6 選任第2号 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第6、選任第2号議会運営委員の選任について議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これから、暫時休憩の上、議会運営委員会の委員長を互選していただきます。委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営副委員長は、委員会を招集し、委員長を互選してくださるようお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時21分 再開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。議会運営委員会の委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。議会運営委員長に中嶋敏子議員が決定しております。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

[理事者入場]

午前10時24分 再開

《日程第7 同意第1号 上程》

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第7、同意第1号北薩広域行政事務組合監査委員の選任についてを議題とします。

吉元勇議員は、地方自治法第117条の規定に基づき除斥に該当しますので、退席を求めます。

[吉元勇議員退席]

(仮屋園一徳議長)

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。理事長の椎木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、ただいま上程されました北薩広域行政事務組合監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

御案内のとおり、北薩広域行政事務組合同規約第11条第2項の規定によりまして、組合議員のうちから監査委員として選任されておりました鶴田均議員が、本年4月22日をもって任期満了を迎えられましたところでございます。

これに伴い、その後任として組合議会から吉元勇議員を御推薦いただきましたので、御提案を申し上げるものでございます。

よろしく御審議のうえ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

(仮屋園一徳議長)

これより、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。採決します。本件は、これを同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決定しました。吉元勇議員の入場を求めます。

[吉元勇議員入場]

《日程第8 議案第2号 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第8、議案第2号、工事請負契約の締結について（ごみ処理施設建設工事）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました議案第2号、工事請負契約の締結について（ごみ処理施設建設工事）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

御案内のとおり、ごみ処理施設につきましては、昭和47年に初代の施設を建設し、以後20年間稼働をいたしました。老朽化とごみ量の増加に伴い、平成4年に2代目の施設を建設し、現在に至っております。現施設は、既に26年が経過したことにより、施設の老朽化に伴う補修工事費が増加していることや、最終処分場埋立地の埋立容量が満杯に近いことから、管内住民の生活環境を守るため、できるだけ早い時期に新施設を建設し、新施設でのごみ焼却処理が開始できますよう、今回の臨時会において、本議案を御提案申し上げるものでございます。

それでは、議案第2号、工事請負契約の締結について（ごみ処理施設建設工事）ですが、工事請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び北薩広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。ごみ処理施設建設工事につきましては、平成28

年8月2日に予算額65億円で入札公告を行いました。平成29年2月16日に入札辞退届が提出され、入札を中止したところでございます。その後、平成29年第2回定例会にて、継続費予算の増額補正を議決いただき、再度の入札公告を、平成29年10月3日に予算額82億円で、平成30年3月8日に入札を行いました。ごみ処理施設建設工事の入札は、低入札価格調査制度を導入した条件付一般競争入札であり、開札したところ、最低入札価格が、調査基準価格未満の価格かつ失格基準価格以上の価格であったことから、入札を保留し、必要な調査や審議を行った結果、契約の内容に適合した履行がされると認め、平成30年4月19日に落札者を決定し、4月24日に仮契約を締結したところでございます。議案参考資料の5ページを御覧ください。工期は、議決の日の翌日から平成33年3月31日までといたしております。請負代金の金額は、66億9,600万円でございます。契約の相手方は、川崎技研・建築JV（鉄建建設・丸久建設・小田原建設）特定建設工事共同企業体で、代表構成員が、福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号、株式会社川崎技研、構成員が福岡県福岡市中央区荒戸二丁目1番5号、鉄建建設株式会社九州支店、鹿児島県出水市昭和町12番21号、丸久建設株式会社事業本部及び鹿児島県出水市西出水町138番地、株式会社小田原建設でございます。7ページを御覧ください。施設規模は1日当たり88tの処理能力であり、処理方式はストーカ式焼却炉、エネルギー回収率は10.0%以上であります。建築物の概要は、建築面積3,548平方メートル、延床面積7,298平方メートル、鉄筋コンクリート造りの一部鉄骨造りで地上4階となっております。完成予想図は御覧のとおりであります。

なお、入札の経過や本工事に係る低入札価格調査の結果等につきましては、事務局長に説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

（畠山義昭事務局長）

事務局長の畠山でございます。どうかよろしく御願いたします。

それでは、私のほうで、入札の経過や本工事に係る低入札価格調査の結果等について、御説明させていただきます。

参考資料9ページをお開きください。まず、入札の経過でございます。理事長の説明にもありまして、平成29年10月3日に本工事の入札公告を行っておりまして、それによる入札参加資格審査申請書類の提出期限を11月6日としたところで、

期限までに、3者から申請書の提出がございました。その3者の資格審査申請書類の確認を行ったところ、1者のJV構成員の企業が、他の参加申し込みをされたJV構成員の企業と資本関係にあったことが判明をしたため、そのことが入札参加資格を満たさないことを両者に通知しましたところ、1者から申請書の取り下げの申し出があったところでございます。

入札参加資格審査の結果、平成29年11月17日に、2者に「入札参加資格がある。」とする入札参加資格審査結果の通知を行ったところで、

その後、12月13日までに2者から見積図書が提出され、第5回、第6回の契約手続運営委員会専門部会で、その審査等を行って、平成30年2月19日に開催いたしました第8回契約手続運営委員会及び第1指名委員会において、最終発注仕様書及び見積図書の提出のあった2者を入札参加者とするのを決定したものでございます。

その後、理事長が御説明いたしましたとおり、3月8日に入札を行ったところでございます。

続きまして、11 ページをお開きいただきたいと思います。入札の結果でございますが、金額はすべて税抜きで御説明させていただきます。

予定価格が74億3,800万円でございます。これは入札前に公表をいたしております。調査基準価格が66億6,000万3,456円、失格基準価格が52億660万円です。これらは、非公表でございました。入札の結果は、資料にありますとおり、最低入札価格が62億円であり、調査基準価格未満の入札であったため、入札を保留し、低入札価格調査を実施したところでございます。

続きまして、低入札価格調査の概要、結果について御説明させていただきます。12 ページをお開きいただきたいと思います。最初に調査の流れでございますが、調査は、まず、北薩広域行政事務組合で、「ごみ処理施設建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領」に基づき行っております。

それとともに、「発注仕様書作成から契約手続きについて総合的な支援を行う。」ことの委託契約を結んでおります株式会社エイト日本技術開発にも調査を委託し、その調査結果の報告を受けております。

さらに、「一般廃棄物処理施設整備事業に係る技術支援業務」の委託契約を結んでおります公益社団法人全国都市清掃会議にも低入札価格調査に係る精査業務を委託し、その結果の報告を受けております。それらの調査した結果を実施要領第8条に基づき「ごみ処理施設建設工事に係る契約手続運営委員会」に報告をし、意見を求めております。契約手続運営委員会で審査を行った後、実施要領第9条に基づき、そこでの意見を表示した審査結果通知を受け取っているところでございます。

それを受けて、実施要領では、理事長が落札者を決定するということになっておりますが、さらに、理事長の諮問の機関であります幹事に諮り、その結果を受けて、重要事項の審議を行う理事会に諮り、最終的に理事長が落札者の決定を行ったものでございます。

それでは、調査及び審査の結果について御説明いたします。まず、本組合の調査結果でございます。15 ページをお開き願いたいと思います。調査は、実施要領第7条に基づき行っております。調査した項目は、下段に二重丸を付けております6項目でございます。まず、当該価格で入札をした理由、2番目が入札金額の積算内訳の妥当性、3番目が手持ち工事の状況、4番目が資材の具体的な調達見通し、5番目が労務者の具体的供給見通し、最後が過去に施工した公共工事でございます。16 ページをお開きいただきたいと思います。調査結果でございます。当該価格で入札した理由につきましては、まず、代表企業は、鹿児島県内での実績拡大、継続的な受注実績を勘案した高い受注意欲をもとに入札に参加したとのことでございます。また、プラント機器工事につきましては、関連手持ち工事があり、資材等の集中購買により工事原価の低減が図られたとのことでございます。提出された様式及び事情聴取により、資材費、労務費及び予定下請け業者につきましては、適正な価格であることを確認いたしております。

次に、入札金額の積算内訳の妥当性につきましては、発注仕様書で定める数量及び品質・規格を満足していることを確認しております。手持ち工事の状況につきましては、手持ち工事の状況により、本組合の工事には影響がないことを確認いたしております。また、配置予定技術者についても本組合の工事に影響がないことを確認いたしております。

次に、資材の具体的な調達見通しについてでございますが、見積書及び取引実績により、納入

が可能であることを確認いたしております。労務者の具体的供給見通しについてございますが、労務者確保計画等により、協力会社による人員確保を確認いたしております。

続きまして、過去に施工した公共工事についてですが、まず、代表企業が過去に施工した公共工事につきまして、資料を 17 ページに掲載しております。過去 10 年間の代表企業の施工実績を基に、各自体体に施工上の問題はなかったか、稼働しているうえで問題は発生していないか調査を行ったものでございます。

今回の本組合の落札率は、上から 4 段目の 83.36%でございますが、それよりも低い落札率で施工し、稼働をしております 3 自治体を含め、施工状況、稼働状況、特に問題は発生しておりません。なお、黒塗りの部分は、自治体から公表の承諾が得られなかったものでございます。

続きまして、代表企業である株式会社川崎技研以外のプラントメーカーが、平成 24 年度以降に受注したごみ処理施設の落札率 90%以下で落札された施設を調査しております。資料を 18 ページに掲載しております。落札率が低いところでも、施工状況、稼働状況、特に問題は発生しておりません。

以上のような調査結果から、本組合では調査対象者が発注仕様書に適合した履行ができないと認めるに足りる事実は見当たらず、履行は可能であると見込まれるとの結論を出したところでございます。

続きまして、株式会社エイト日本技術開発の調査結果でございます。資料は 19 ページから 22 ページでございます。20 ページ、1 目的及び理由、2 調査の方法、3 精査及び分析の結果につきましては、お目通しいただきたいと思っております。22 ページのまとめ、調査結果でございますが、1 番目として、入札価格調査報告書として提出された工事内訳書、積算内訳書、見積明細書、添付資料等について記載された内容を精査及び分析した結果、設計単価の転記が正しく行われており、設計単価の査定及び入札金額の減額についても、いずれも不整合又は不正確なものは確認できなかった。2 番目として、6 号様式手持ち工事の状況、7 号様式資材購入予定先、8 号様式労務者確保計画及びその他の資料についても不明なものは確認できなかった。3 番目として、入札参加者の説明資料「改善指示が反映されていない理由」及び「減額した具体的理由」の記載内容については、今後の工事施工における入札参加者との設計協議において、本調査内容のとおり確実に施工されるよう確認する必要があるとの調査結果の報告をいただいたところでございます。

最後に、公益社団法人全国都市清掃会議の調査結果でございます。資料が 23 ページから 26 ページまででございます。23 ページから 25 ページまで及び 26 ページの(3) 共通費につきましては、お目通しいただきたいと思っております。26 ページの 2) のまとめでございますが、「プラント設備及び土木・建築工事において数量、資材単価は確認できる範囲で適正であり、共通費についても工事施工に支障がないことを確認した。性能発注方式を採用するごみ処理施設建設工事は、全国的な傾向をみても 2 社以上が参加する入札では、予定価格の 90%を切る落札例が多数あり、90%を切った案件で施工に支障が出ているとの事例は確認されていない。本工事においても、以上から安全で良質な工事は可能と考える。」との報告をいただいております。

これらの調査結果を基に、契約手続運営委員会で御審議いただき、その審査結果通知をいただいたところでございますが、その資料が 27 ページにございます。低入札価格審査結果と

いたしまして、「履行がされると認められる。ただし、組合は施工監理体制の強化を図り、適切な施工を確保すること。」との御意見をいただき、「入札価格は適切な価格である。」とされたところでございます。

資料 13 ページにお戻りください。それらの結果を受けて、4月13日に幹事会を開催していただき、事務局の一連の説明のあと、各幹事に審議を行っていただいたところです。その結果、幹事が1名欠席であったわけですが、出席幹事全員一致により、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者を落札者とし、理事会に提案することを決定したところでございます。

これを受けて、4月19日に理事会を開催していただき、理事会でも、全会一致により低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者を落札者とするのを決定していただき、最終的には、理事長が契約の内容に適合した履行がなされると認め、落札者を決定したものでございます。以上でございます。

(仮屋園一徳議長)

これより質疑を許します。

(牟田学議員)

予定価格の 83.36%で落札をしたということで、低入札の調査が行われております。その中でコンサルタントの株式会社エイト日本技術開発が最後のまとめとして本調査内容のとおり確実に施工されるよう確認する必要がある。

また、公益社団法人全国都市清掃会議の調査結果には、組合は施工監理体制の強化を図り、適切な施工を確保するとあるのですが、組合としてどのような体制を取っていくのか教えてください。

(椎木伸一理事長)

牟田議員からの御質問でございました低入札価格結果通知に、組合は施工監理体制の強化を図り、適切な施工を確保することというような意見が付されていることで、どのような体制を取るのかという御質問かと思えます。

契約手続運営委員会が審査した結果、附帯意見として、組合は施工監理体制の強化を図り、適切な施工を確保することが附帯されているところでございまして、現在のところ、ごみ処理施設建設工事の施工監理は、プラント部分と建築部分に分けて発注する予定としておりまして、プラント部分については、指名委員会での審議が必要となりますけれども、環境省が示しております技術支援業務の実施組織であります公益社団法人全国都市清掃会議、それから公益財団法人東京都環境公社、一般財団法人環境事業協会、株式会社福岡クリーンエナジー、これは福岡市の51%の出資と聞いておりますけれども、これら等に委託できないか検討しているところでございます。

また、もう一方の建築部分につきましても、指名委員会の審議が必要になるかと思われましても、建築関係、建設コンサルタントに施工監理業務を委託できないか検討しているところでございます。施工監理体制の強化のためにはどのような体制がよいのか、今後とも技術委員会や関係機関と協議を行いながら検討して参りたいと考えております。

(牟田学議員)

川崎技研の過去10年の実績を見ても、低入札で落札したところでも、ちゃんと稼働はしているということで、ここに載っているんですが、やはり組合として施工監理は十分していただいて、言えば、手戻りのない施工をしていただきたいと思います。

あともう一点、過去10年間の施工実績の中で日光市については、運転管理、用役管理、維持補修について包括運営管理業務として川崎技研に委託をしているわけですが、これともう一つ、丹波市のクリーンセンターについても川崎技研と長期包括契約としてありますけれども、この他載っているやつで、完成した後のその補修業務について、川崎技研が関与と言いますか、受注して委託を受けているところはどれくらいあるか、わかりますか。過去10年間の中で。

(椎木伸一理事長)

牟田議員の御質問は、参考資料17ページの川崎技研が過去施工した10年間の実績の中で、稼働状況の中で川崎技研が委託をされているのが日光と丹波市ということですがけれども、その他に保守業務等受注しているのがあるのかというご質問かと思えます。事務局長から答弁させます。

(畠山義昭事務局長)

御指摘の件につきましては、調査はいたしていないところでございます。

(牟田学議員)

私たちがこの組合議会で調査を行っておりますが、今まで行ったところでは、プラントを受注した会社が、そのまま維持修繕しているものですから、川崎技研に関してはどうなのか、後でいいですので、資料をいただけたらと思います。

(椎木伸一理事長)

プラント受注で維持管理をそのまましているところはどこかという話でしたので、施設管理課長から答弁させます。

(松下弘明施設管理課長)

プラントの補修についてでございますけれども、ほとんどが建設した業者だと思います。資料等については後日でよろしいでしょうか。

(吉元勇議員)

理事長は新しく就任されて、早速の大きな仕事でございます。これ以上2市1町の住民、あるいは、今ある環境センター周辺の住民にこれ以上迷惑をかけるわけにはいかないとのことで、理事長もその意気込みであろうかと思えますが、提案説明の中に新しい施設での稼働、それを早急に望みたい旨の提案説明がございました。その裏を返せば、これ以上今の施設を延ばすとなると新たな税金投入と言いますか、余計な負担額が当然発生すると思えますが、

これまでもなかなか入札のことで議会も承認できない中で、いろいろな経費が余計にかかっている状況でありますけれども、例えば今後また平成 33 年度までの期限が、もしも今後延びたときに一年間で掛かる補修費等あるいは関係費用はどれくらいを考えていらっしゃるのか。これは、新しい施設がもしも延びた場合に、余計な税金投入であります。その辺、いくら位を年間発生するのか、説明できるようであれば、よろしくお願いします。

(椎木伸一理事長)

ただ今の吉元議員からの御質問でございますけれども、もしも本議案が否決されたらということであろうかと思っておりますけれども、どのような経費的な影響含めてあるのかというご質問かと思っております。

否決された場合は、入札自体が無効となりますので、また一からの入札になろうかと思っております。そうしますと工期も 1 年ほど延びることが予想されます。それによりまして、現在の環境センターが長年稼働していること、先ほど 26 年間と申しましたけれども、毎年の補修費が 1 億円以上かかっているような状況でございます。この補修費がさらに必要になるということ、まずひとつございます。また、現在の環境センターがある 3 地区と覚書を締結しておりますことから各地区に毎年、稼働協力金ということで 100 万円ずつ、計 300 万円の負担が生じてまいります。環境センターの中心から半径 500m 以内に所在いたします住家に対して、1 件当たり 3 万円の施設所在地交付金ということで、合計 225 万円、300 万円と合わせまして 525 万円が必要になる試算でございます。

お金もさることながら、何よりも現環境センターは平成 2 年に所在地地区と稼働期限を平成 22 年 3 月までとする覚書を結んでおりました。それが守れずに稼働期限を平成 30 年 3 月までという新たな覚書を平成 21 年度に結びまして、さらにそれも守れませんでしたので、稼働期限を新ごみ処理施設の工期であります、先ほど吉元議員から御指摘がありましたように平成 33 年 3 月までという覚書を結んで、何とか御理解をいただいている状況にあるわけでございます。さらにそれを延ばすこととなりますと、行政自体の信頼を失うことにもなりかねないということが、一番危惧するところでございます。

(吉元勇議員)

今の行政の信頼が損なわれると、信頼されなくなるということでしたけれども、当然、それは我々は議決する立場にありまして、住民にとっては議会に対する不信もあるのだろうという気持ちで聞いておりましたが、今回の魅力は 62 億円で入札できたと、約 83% ということで、私が見る限りではこれ以上の低い金額は住民負担がより低減されるといったような金額であります。入札に係った事務局のみなさん、あるいは理事会も含めて 62 億、今後はこういう価格ではおそらく入札に応じる企業はないだろうと、僕はいろいろ調べた限り思っていますが、事務局あるいは理事会含めてどのような認識か答弁いただければと思います。

(椎木伸一理事長)

内容については、事務局長から答弁させます。

(畠山義昭事務局長)

今後は62億円というのは出てこないのではないかとというような御質問でございます。当初、予算で1回目の入札公告のとき65億円で予算を設定して行っていたわけでありましたが、昨今の熊本地震以降、労務単価や資材単価の高騰がありまして、2回目の予算は82億円の建設費ということで予算を認めていただいたところでございます。それにつきましては、65億円の積算根拠が平成24年度から平成27年度と同規模施設での工事の例を参考に単価を出しまして、それで積算したのが65億円でございます。

そして、2回目の分が平成27年と平成28年の地震を挟んで、いろいろ資材単価が上がった関係で設定をしたのが、平成27年、28年度に契約した事例を参考に設定をした82億円でございます。どんどん資材単価も上がっておりまして、このところ、平成28、29年というところでは、労務費等は落ち着いてきているようでございますが、入札をしてみないことにはどのような結果が出るかはわからないところでございますけれども、なかなかこの金額での応札はないのではないかと事務局でも考えているところでございます。

(中嶋敏子議員)

先ほど牟田議員が質問された22ページの調査結果、まとめの所で、一番下の3番目のところで意味がわからなかったのを確認をしたいのですが、入札参加者の説明資料「改善指示が反映されていない理由」及び「減額した具体的理由」の記載内容については、今後の工事施工における入札参加者との設計協議において、本調査内容のとおりとなっているわけですが、この中身はどういうことで、これが指摘をされているのか、はっきり納得されていないままで、設計協議の段階で、何か協議をするということになっているのか。そこが1点。

それと、単価については、入札価格の82点何パーセントで、トン当たりになると、7,000万円ちょっとみたいなんですよね。この間、2016年度の都市と廃棄物という月刊誌によれば、2010年度辺りはトン当たり5,000万円ぐらいでいっているわけですよ。その後、国が補修して延命化を図るのから、突然新設に変えろというような方針変更も国の方であったために、全国で建設ラッシュになって、上がってきているという実態も見えてきているわけですが、この際、資材や人件費の高騰を理由にどんどん上げられてきているという実態もありますので、そこはできない価格ではないのだろうというふうには思いますが、例えば工事の途中で、これは土木工事ではないので、例えばの話ですが、水が出てきたとか石が出てきたとかそういうことを理由に、設計変更をして、予算増額をしたり、そういう事例などもあるように考えるんですけれども、これについては、そういう途中での変更というのは、有り得ないものなのか。私も他のところを若干調べましたが、それは発生していなかったような回答を聞いたんですね。ここについては、どういう条件があった際に、価格変更ですね、予算増などがあり得るのか、そこらについても、わかれば教えてください。

(仮屋園一徳議長)

ここで10分間の休憩に入ります。

午前11時04分 休 憩

午前11時15分 再 開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き、会議を再開します。理事長。

(椎木伸一理事長)

先ほどの中嶋議員の2点の御質問については、事務局から回答させます。

(佐瀧進総務課長)

中嶋議員さんからの質問であります改善指示が反映されていない理由及び減額した具体的な理由等についての御質問でございますが、このページの前のページ21ページを御覧いただきたいと思っております。21ページの上のほうの(2)のところでは改善指示が反映されていない理由及び減額した具体的な理由について確認を行ったと。①改善指示が反映されていない理由については、何れも入札金額範囲において最終発注仕様書の内容を満たす仕様を見込んでおり、今後各設備仕様を最終発注仕様書の内容を満たす仕様に修正するという内容であることから問題ないものと理解することができる。それから②としまして、減額した具体的な理由については、主に個別のメーカーへ一括発注することによりコスト縮減が可能とするものであることから問題の無いものと理解することができる。ということでありまして、改善指示につきましてはですね、この参考資料の9ページ、入札経過の中で、平成30年2月6日、中段のところになりますが、ヒアリングをいたしております。その際に提案のあった内容について、組合側から改善指示書を2月7日に送付してあります。2月13日に改善承諾書を受領しており、それに基づいての内容等でございます。改善指示の内容等については、個々プラントの機械部分であるとか、あと屋外屋内に設置するカメラの設置場所であるとか、全体の動線計画であるとか、そういう細かい部分を指示しているところでございます。以上でございます。

(畠山義昭事務局長)

もう一つの質問の、今後、変更契約は考えられないのかというようなご趣旨の質問であったかと思っております。本仮契約につきましては、公共工事標準請負契約約款に基づきまして、沿ったところで締結をしているところでございまして、その中の条項の中に中嶋議員の方からも御指摘がありました、賃金水準物価水準の変動によりまして請負代金が不相当となったときは双方合意に基づきまして請負代金の変更を請求することができるという項目がありますので、それによる変更契約というのは考えられないこともないのかなあと考えているところでございまして、そのほかの変更契約につきましては現時点では考えていないところでございますが、今後3年弱の工期でございます。不慮の事態が双方にとって生じた場合には、それに沿ったところで合意の上変更契約ということも考えられないことはないのかなというふうに考えているところでございます。

(中嶋敏子議員)

先ほどの、改善指示が反映されていない理由及び減額した具体的な理由、先ほど説明いただいたわけですが、それらの細かい部分については、いわゆるその施工の段階で、一つ一つ確実に、その場その場で確認してくださいよという意味でとってよろしいわけですね。はいわかりました。それと今のその変更ですね、増額とか予算の増額とかそういうことがないかというので、賃金と物価の水準ではあり得るかもしれないということでした。まあ、3年間のうちにはどのような事態が発生するかというのが、これは当然あり得るかもしれませ

んけれども、そういう場合には、やはりその議会の方に説明も予算の増額やそういうのも提案されて決められていくという経過になるのか確認させてください。

(畠山義昭事務局長)

議決案件でございますので、逐次、変更契約をする際には議会の議決をいただくというようなことが条件になっているところでございます。

(上筋睦雄議員)

80何パーセントでその契約できるような感じで、住民としてはうれしい限りなんですけれども。もっと反対に解せば、予定価格を計算するところにちょっと甘かったというか、額をかぶせすぎたんじゃないかという考えも起こってきます。というのがそれがなければ低価格の調査もしなくてよかったし、もう少し早い状況で締結できるんじゃないかと。言いたいことはですね、もう少しそのシビアな計算ができたのじゃないだろうかと、今後シビアにするという考え方はあるかということを知りたい。

(椎木伸一理事長)

今、上筋睦雄議員から御質問がありましたけど、積算が甘かったのではないかももう少しリアにすべきじゃなかったかというようなことでしょうか。それでは、事務局の方から回答させていただきます。

(畠山義昭事務局長)

御指摘は、トータルの予算で工事請負費 82 億円ということの予算計上をしたところでございます。入札をした結果、それよりも大きく十数億円下回った応札があったということでございます。先ほども御説明をいたしたところでございますが、ここ 3～4 年、ちょうど熊本地震がありまして、その前は東北の大震災がありということで予測がつかないほど、労賃でありますとか、資材費でありますとか、ずっと高騰をしてきたところでございまして、この 82 億円という予算も平成 27 年度、28 年度の実際にあつた工事を参考にしまして、この予算をはじきだしたところでございます。結果開けてみればその十数億円低い金額での応札があったということでございまして、もろもろ先ほど説明しましたその低く入れた理由とかというのがあるわけですが、82 億円の設定においては、実績のあつた工事の単価を参考に導き出した数字でございますので、御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

(上筋睦雄議員)

本当にご苦労なさつたと思います。これが 98 パーセント位で落札されていたらちょっとこれはおかしいんじゃないかと、談合じゃないかという考え方もあるんですが、その反対にですね、これがこの価格の 90 何パーセントにしたら大損害だったなということになります。考えればですね。ですからもう少しそのシビアな考え方にできるのかどうか、いや今後はそういう地震がないからできますよということであるのか、もう少しいやいやこのままいかせてくださいというのかをお聞きしたい。言いたいことはですね、地震で上がったもんだから 27

年 28 年でこういう高いのがあったんだと、労務価格とかなんとかですね、いやもう安定してきたからシビアに計算できますよと、なるべく住民にも損させないように出して低価格にもならないようなのができますよということを聞きたいと。

(畠山義昭事務局長)

もうちょっと厳しく精査をしたら、積み上げをしたらというような御質問だと思います。今後においても予算計上する際にはですね、実績等を勘案しながら厳しい目でですね、住民の皆さんからいただく税でございますので、最小の経費で最大の効果を出すという使命の元、厳しくですね予算の編成におきましては、計算等計上等を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

(仮屋園一徳議長)

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

《緊急質問の申し出》

ここで、宮田幸一議員から、ごみ処理施設建設工事の件について緊急質問の申し出がありますので、ここで議会運営委員会を開きたいと思っております。暫時休憩いたします。

午前 11 時 27 分 休 憩

午前 11 時 47 分 再 開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで先ほどの牟田議員の質問に対して、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

(椎木伸一理事長)

先ほどの牟田議員の御質問の中で、参考資料の 17 ページの株式会社川崎技研の過去の施工自治体調査の中で、管理の委託を受けているのは件数的に何件くらいあるのかという御質問がありまして、調査をいたしましたので事務局から回答をさせます。

(畠山義昭事務局長)

12 の自治体に調査をしていたわけですが、このうち 6 自治体が、そのまま管理の委託もしているということでございます。まず、一番上の日光市、岡山市、成田市、丹波市、クリーンヒルこもろ、やまと広域環境衛生事務組合の 6 自治体でございます。

(仮屋園一徳議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

先ほど申し出のありました緊急質問について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。今回の契約について疑義があるとの理由から、緊急性があると認められることから、質問を許可すべきと決定いたしました。なお、発言の場所は、本会議場、質問の方式は、一回目登壇し、二回目以降は自席からの一問一答方式といたします。質問時間は15分間といたします。皆様の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

(仮屋園一徳議長)

ここで暫時休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

午前11時51分 再 開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮田幸一議員のごみ処理施設建設工事の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。宮田幸一議員のごみ処理施設建設工事の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

(仮屋園一徳議長)

起立多数です。したがって、宮田幸一議員のごみ処理施設建設工事の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことは可決されました。

ここで在席のまま暫時休憩します。

午前11時52分 休 憩

午前11時53分 再 開

《追加日程 緊急質問 上程》

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、緊急質問を議題とします。緊急質問の形式については、先ほど議会運営委員長から報告のあったとおり、質問の場所は、一回目は登壇、二回目からは自席からの質問となります。質問時間は15分以内といたします。

このことについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

ここで、宮田幸一議員の発言を許します。

(宮田幸一議員)

臨時会開催にあたり、送付されました議案第2号、ごみ処理施設建設工事の工事請負契約の締結について緊急質問をいたします。私は、現実的に低入札価格調査制度による入札に出会ったのは、初めてのことなので、国や県に制度や仕組みについて勉強し、疑問点について国、県にお尋ねをいたしました。

まず、ごみ処理施設建設工事入札に係る低入札価格調査実施要綱に目を通し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を読み、また北薩広域行政事務組合公告第9号を解釈したので、契約金額は66億9,600万円であり、予定価格の83.355%、失格基準価格75%で見た時の価格60億2,478万円を上回っていることから、最低制限価格と失格基準価格の範囲内であることから、低入札価格調査制度による審査が行われることは、十分に理解できます。また、低入札価格調査制度は、国土交通省が平成18年から試行的に行っており、いまだ熟した法整備に至っていない制度であることは、3名の理事者の皆様も御承知のことと存じます。それだけに慎重を期さなければならない制度でもあります。

そこで、5点についてお尋ねいたします。

1点目は調査項目についてであります。北薩広域行政事務組合は6項目です。国は基本調査項目7項目、重点調査項目29項目の計36項目。鹿児島県は、基本調査項目16項目、特別重点調査項目28項目の計44項目です。審査、調査できる技術、技能職の多い国や県よりも調査項目が少なくてもよしとされた根拠は何なのでしょう。

2点目は前払金についてです。地方自治法では10分の4以内と規定されていることから、10分の4支払っても違法ではありませんが、万が一の前払金回収の時のリスク回避として、国は低入札価格調査制度対象工事については10分の2以内と定め、県は10分の4支払う代わりに保証金を2倍にしております。当事務組合の対応策を伺います。

3点目は低入札価格調査結果について伺います。当事務組合の調査結果は、総務課長名の報告となっております。国に問いただしましたら、審査調査は契約担当者で行う決まりになっていて、国は契約担当官で行っているとのことでしたので、県の技術管理課に問い合わせたところ、県の規定で契約担当者は知事となっていることから、県議会への提出資料も調査結果は全て知事で行っているとの回答でした。当事務組合の契約担当者は、総務課長と理解してよろしいのでしょうか。

4点目は審査、調査の在り方についてお聞きいたします。3点目と関連がありますが、審査、調査は契約担当者となっております。国や県みたいに調査でき得る技術職員及び技能職員がいない場合は、国もやむを得ないケースとして、民間の組織に委託することは認めておりますが、あくまでも公正公平な中立的な審査、調査が求められることから、ごみ処理施設建設工事案件に関わっていない民間の団体でなくてはならない。株式会社エイト日本技術開発、全国都市清掃会議は、当事業のコンサルティングした組織であり、公正、公平、中立的な立場とは言えず、公正取引委員会が介入することが考えられる。公正取引委員会が入ると、会計検査院も入る。国の補助金、循環型社会形成推進交付金にも影響が出るので、国土交通省から、この質問案件は、環境省には進言しないので、慎重にこの事業は取り組まれることを望みますとの国土交通省大臣官房総務課の低入札価格調査担当者の回答でありました。

なお、公正公平で中立的な団体に調査を委託しても、これは契約担当者が最終チェックはしなければならないことも付け加えられました。この件について、理事者3名それぞれの見

解を伺います。

5点目は公告第9号と第1号についてです。9号には見積上限額82億円とし、見積額には、ごみ焼却施設建設工事費に外構工事等の別途発注工事費を加えることと明記されていますが、本入札に参加を希望する者は、平成29年11月6日17時までが提出期限とされ、ここで受理された参加者のみが、公告第1号の平成30年3月8日13時30分の入札に応札できる仕組みとなっていることを国に聞きましたら、公告第9号で金額を82億円としていながら、外構工事は含まないとする公告第1号は74億3,800万円の予定価格となっている。門戸を広くしてたくさんの参加者を募るのが、公共事業の在り方であるのに、平成29年11月6日で締め切り、平成30年3月8日には応札できないことには疑問が残り、公告9号から受ける印象は、82億円以内で見積もって契約までいけば、別途発注の外構工事は随意契約で受注できると受け取られるので、誤解が生じるとのことでした。この件をどう処理されるのかお尋ねをいたします。以上です。

(仮屋園一徳議長)

午前中の部を終了し休憩します。午後は概ね1時に開会いたします。

午前12時01分 休憩

午後1時00分 再開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。報道関係者の方から、議場内の撮影の申し出がありましたので、議長において許可しました。

(椎木伸一理事長)

宮田議員からの、緊急質問5項目についてお答えをいたします。まず一点目の調査項目についてお答えいたします。御指摘のとおり、鹿児島県低入札価格調査実施要領では具体的な調査項目を15項目、その他必要な事項の1項目の計16項目の調査内容を掲げて調査を行っているようでございます。本組合の要領におきましては、具体的な調査項目を5項目、その他必要な事項の1項目の計6項目を挙げて調査を行ったところでございます。本組合では入札参加資格審査において、鹿児島県での具体的な調査項目である経営内容等については、既に提出いただいております。また、組合の調査項目である手持ち工事の状況や労務者の具体的供給見通しなどは、県の調査項目を複数満たす調査内容であることから、結果として県と比較しますと、手持資材の状況、手持機械の状況などの4項目ほど不足しているところでございます。なお、本組合のごみ処理施設建設工事は、設計施工一括発注方式で発注している関係から、契約後約1年間は設計期間となりますので、現場着手まで期間があることから、資材や機械はその間で揃えていただきたいと考えているところでございます。

次に二つ目の前払金等についての御質問にお答えを申し上げます。議員おっしゃるとおり、国土交通省や一部の地方自治体において、低入札価格調査に該当し、落札した工事に対しまして、契約保証金3割以上、前払金2割以内を実施している所もあるようでございます。今回のごみ処理施設建設工事については、本組合が準用しております出水市契約規則第36条の規定及び入札公告第9号において契約保証金は、契約金額の100分の10以上、前払金につい

ては、本組合が準用しております出水市会計規則第 66 条の規定によりまして、10 分の 4 以内としているところであります。また、鹿児島県におきましては低入札価格調査に該当し落札した工事につきましては、契約保証金の契約額の 100 分の 20 以上、前払金については本組合と同様の 10 分の 4 以内の取り扱いをしているとのこととございます。

次に三つ目の総務課長が低入札価格調査を実施して、責任者としていることについてのお答えでございます。低入札価格調査は、地方自治法施行令 167 条の 10 に基づき、長が落札者を決定するものであります。落札者を決定するのは長であります。長が任用している総務課長が調査を行ったとしても、その調査の効力は影響がないものと考えております。多くの組合や市町村の要領でも、長の任用している職員、課長等が調査を行うと規定しているところとございます。例えば鹿児島市におきましては、契約検査課長、及び低入札価格調査の対象となった工事の設計及び施工を担当する課の長、そして私共のこの今回のごみ処理施設の建設工事を先行して、同じような施設を先行して発注しております指宿広域市町村圏組合におきましても事務局長となっているようでございます。

四つ目の低入札価格調査を民間に行わせていることが違法ではないかというような御質問でございました。低入札価格調査につきましては、本組合のごみ処理施設建設工事に係る低入札価格調査実施要領の規定で総務課長が調査を行うものとされているところとございます。低入札価格調査は、ごみ処理施設建設工事の入札における契約手続きの一環でありますので、平成 29 年度ごみ処理施設発注仕様書等作成業務委託の発注仕様書に、発注仕様書作成から契約手続きについて総合的な支援を行うとの記載もあったことから、業務を受託している廃棄物コンサルタント、株式会社エイト日本技術開発鹿児島営業所に、低入札価格調査書類の精査及び分析業務を追加し、契約変更で対応したところとございます。この精査及び分析の結果としましては、本組合の調査結果と併せて取りまとめ、契約手続運営委員会の審査の結果、「入札価格は適正な価格である。」とされたところとございます。なお、他の自治体においてもごみ処理施設等の廃棄物処理施設の契約手続きについては、発注者支援として廃棄物コンサルタントを活用しながら、業務を進めているようでございます。

五つ目の入札公告についての御質問でございます。ごみ処理施設建設工事につきましては、地元企業の活用を求める議会からの要望等もございまして、技術委員会及び契約手続運営委員会の審議を経て、10 月 3 日の公告時から外構工事は別途発注としているところとございます。しかしながら、施設の外構については、ごみ処理施設の配置等を考慮し、一体で設計積算を行う必要があることから、10 月 3 日の入札公告においては、見積上限額を 82 億円とお示したうえで、ただし、見積上限額は外構工事等の別途発注工事費も含むものとし、見積額には、このごみ処理施設建設工事費に外構工事等の別途発注工事費を加えることとしまして見積発注仕様書においても、外構工事については別途発注とする旨を記載しているところとございます。2 月 20 日の関連公告におきましては、予定価格及び最終発注仕様書を公告しておりますが、予定価格については、ごみ処理施設建設工事のうち、別途発注工事である外構工事費を除いた価格を示しております。最終発注仕様書については、見積発注仕様書と同様に外構工事は、別途発注すると示しているところとございます。以上のことから、外構工事については当初から別途発注することを示しており、入札参加者におかれましても、同様の認識において入札に参加されていることや、入札手続きに際し、関係機関の協力やアドバイザーとして弁護士の意見等を活用しながら進めておりまして、入札手続きに不備はないも

のと考えているところでございます。以上でございます。

(宮田幸一議員)

私の聞き方が悪かったのか、全然わけのわからない答弁でかみ合っていないんですけれども。じゃあ、国や県はなぜああいうことを私に教えてくれたんでしょうか。ちゃんと資料も取って、やっているのですが。まず県は契約規則に則って、契約担当者は知事となっていると。うちの定款を見ると、契約担当者はですね、市長を理事長と読み替えるとなっているのですが、この辺についてはどうなんでしょうか。

(椎木伸一理事長)

県の契約者は知事でございますけれども、調査の担当者の総務課長ということでの御質問でよろしいのですか。契約担当者は知事で。

(宮田幸一議員)

いや、国の決まりでですね、契約担当者が調査をするとなっていると。県の場合は知事を中心にしてですね、技術管理課に聞いたんですが、ちゃんとその技術者を集めて、ちゃんと調査をされるということなんです。ここは総務課長となっているので、技術者じゃありませんので、総務課長は。その辺の違和感を聞いているのです。

(椎木伸一理事長)

先ほど答弁いたしましたように、総務課長として任命しておりますので、その要領に基づいて総務課長が実施していくということでございます。

(宮田幸一議員)

もう一回正確に聞いてください。契約担当者が調査をするとなっているので、県の場合は契約担当者は知事となっているんですよ。国の場合は契約担当官となっているんですよ。うちの場合は契約担当者は、うちというのは広域の事務組合ですよ、見たら、市長を読み替えて理事長と読み替えると書いてあるから、その辺のところでは契約担当者は、私は理事長だと思って聞いているんです。

(畠山義昭事務局長)

契約担当者が、その調査をすると、国はそうになっておりますし、県もそうになっているところでございます。御指摘のとおりです。ただ、この低入札価格調査というのは、もう御案内のとおりですが、ちょっと読み上げたいと思います。施行令の167条の10に基づく調査でございまして、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限内の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって

申込みをした者を落札者とすることができる。」と。長が落札者とすることができるという規定でございまして、契約担当者が調査をするというのは、国とか県はそのようにしているわけですが、調査をその長が任用をいたしております担当課長でありますとか、そういったところにさせたとしても、その調査の効力自体には影響はないんじゃないかと。それが無効ということにはならないのではないのかというようなことでございます。

(宮田幸一議員)

私もここに地方自治法施行令第167条の10の1をちゃんと書き写してきました。おっしゃるとおりなんですけど、ここには契約担当者のこと、何も書いてないんですよ。ただ、それはあなたの見解を言われたのであって、国・県の見解でいけば技術者でなきゃいけないということ。技術者でないと資格がないわけですから。その点を私は聞いております。おっしゃるとおり書いてありますよ。施行令、ちゃんと読んでいますから。ここには契約担当者の言葉、一行も出てきません。長はとなっていますから。普通地方公共団体の長はとなっていますよね。「おさ」でも、「ちょう」でもいいのですが、通常「おさ」と読むんです。

(畠山義昭事務局長)

我々としては、効力には影響がないと。先ほど理事長が、鹿児島市は課長になっていると。先行している指宿広域市町村圏組合も課長になっていると。また追加で申し上げましたら、その低入札価格調査を実施している市町村がそんなにないものですから、隣の水俣市では、ちなみに財政課及び工事等の関係課が調査をするとなっております。また、隣の天草広域連合では、総務企画課及び工事担当課が調査をするとなっております。天草市です。総務契約検査課及び工事担当課となっているようでございまして、全国を調べてみますと多くのですね、低価格調査の要領が、長が任用した課長が調査をするというようなことになっておりまして、本組合が調査をした、何回も同じことですが調査につきましては長が任用しております総務課長が行っていたとしても、それをもって効力には影響はないのではないのかと考えているところでございます。

(宮田幸一議員)

角度を変えてみます。県内ですと、43市町村や広域行政事務組合で低入札価格調査制度を行ったということは、県は聞いたことがないということで、調べてみたら、全くされておりません。実施されれば、北薩広域行政事務組合が初めてだということでもあります。そこで、県はその時どうやって予定価格を決めるかということ、県では各単価を調べて決定する。標準価格のないものは数社の見積りを取り、行っているということで、そもそも予定価格の算定基準は何を基に算定されたものなのか。ここで示されていないのでわかりません。ですから、算定基準となったその根拠をお示しいただけませんか。

(佐瀬進総務課長)

宮田議員の御質問にありました予定価格の算定根拠につきましてではありますが、これにつきましては入札参加資格のあります2社からの見積金額に基づき算定しております。

(宮田幸一議員)

そう答えられると思いました。ですから、ここに書いてある平成29年11月6日の17時までに参加されたこの2社からのものを参考にして決められたということじゃないですか。

(佐潟進総務課長)

はい。そのとおりでございます。

(宮田幸一議員)

県はですね、そういうことをしないために、ちゃんと予定価格は県で持っている。例えば人件費の単価とか、いろんな単価をですね、積算してやると、だから、歩掛りとはわかりま
すかね。歩掛りでやっているんだと、だから、歩掛りのないものについては、その同様な業
者、数社以上から取って、その平均で予定価格としているんだと。そうしないと、予定価格
を立てて、この場合、国が言っているんですよ。予定価格を立てていながら、最低制限価
格90で引いているのに、それよりも下となるということは、じゃあ、予定価格の見積りとい
うのは甘いんじゃないのか、何なのということがあから聞いているんです。

(佐潟進総務課長)

県の場合の予定価格の積算、通常の図面発注の積算に基づく予定価格については公共の単
価とか、そういったものの積み上げになろうかと思えますけれども、今回、組合が発注しま
したごみ処理施設建設工事につきましては、性能発注方式ということでありますので、積算
については今回行った方法で予定価格を積算しております。

(宮田幸一議員)

そういつて逃げられると思っていました。国にも聞きました。国の場合はちゃんと技術者、
技能者がいるから、国はちゃんとした単価を積算して、そして予定価格としているので、こ
ういうことがないということです。なぜ私がこんなことを言ったかということ、もう御承知だ
と思いますが、国土交通省大臣官房室のですね、作ったのでこの書いてあるんですが、な
ぜ低入札価格を取り入れたかと趣旨を読みます。本マニュアルは公正取引委員会と連携して
公共事業におけるダンピング受注の排除を図るため独占禁止法で禁止する不公平な取引方法
について、公正取引委員会における審査に資するための情報の通報について定めると、まず、
公正取引委員会に耐えうるものの低入札価格でなきゃいけないんだよということを言われて
いるから、聞いているんですが、その辺についてはどうでしょうか。

(佐潟進総務課長)

低入札価格の入札に絡んで、懸念事項というのが出されております。低入札価格調査にお
いて、①手抜き工事の発生、②倒産による不履行の発生、③下請け企業へのしわ寄せの発生、
④不当廉売の発生、この4項目が懸念事項として挙げられているようであります。そのうち、
④不当廉売の発生ということに関しまして公正取引委員会等へ通知することが考えられると
いうふうになっております。

(宮田幸一議員)

よくわかっていらっしゃらないということがよくわかりました。県はですね、理事長も県出身だからおわかりだと思っんですが、審査、調査できる技術者のいる事業しか低入札価格調査制度は適用していませんと。ただ、唯一適用しているのは技術者、技能者がいる道路工事のみですということなんですね。そこで構成市町である出水市、阿久根市、長島町も私よく調べてみましたら、1回も行ったことがないということでもあります。出水市の政策経営部長にも聞いたら、なぜしないのと聞いたら、うちにはそれだけ調査、審査できる技術者がいないからしないんだということなんです。それで国にも聞いたらですね、国の地方自治体の90%以上の多くの自治体が、技能者がいないので、一般的には最低制限価格を設けてそれよりも1円でも安い場合は全部アウトとする。単純に言えば、価格競争入札だけで、やらないと地方自治体ではできないと言われているんですよ。そこでお尋ねするんですが、構成市町である出水市も阿久根市も長島町も行ったことのない低入札価格調査制度の導入をどなたが発案されて、こういうふうになったんでしょうか。

(畠山義昭事務局長)

ちょっと、答弁がかみ合わないかもしれませんが、どなたという質問でございましたが、なぜ、低入札価格調査を導入をしたかということでお答えをさせていただきたいと思います。ごみ処理建設工事における低入札価格調査制度の導入にあたっては、廃棄物処理施設整備費国庫補助事業の適正執行についてにおいて、原則として最低制限価格を設定せず、低入札価格調査制度を活用すべきことを各都道府県を通じて各市町村に対し周知をされたところでもあると、環境省が推奨をしていると。さらに、廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引きにおきましても、低入札価格調査制度は履行の確実性を担保するとともに公共工事の品質の低下やいわゆるダンピング受注を防止するうえで有効であるので導入することを基本とすべきであるとされておりまして、本工事においても契約手続運営委員会で検討をした際、本調査を導入した入札を行うべしというようなことになったところがございます。

(宮田幸一議員)

私が聞いた理由はですね、おそらく行政でやったことないんだから、どなたもこの発案ができる人はいないだろうと。私に言わせれば、エイト技研がこういうことがあるよと教えたのではないかと思ってですね。ちゃんと環境省からも取り寄せました資料を。環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部のものであります。これで見ても低入札価格調査制度がここに書いてありまして、読んでみますと、ほぼ国交省と同じことを書いてあります。そういうことですので、ここにいて要するに私が言う公正取引委員会に耐えうるのというのはですね、国土交通省が言ったことなんですね。要するに自分ところに技術者、技能者がいないから他の団体に委託することはやむを得ないと、これは国も認めています。ただし、公平公正、中立的な団体に頼みなさいと。今までこの事業にコンサルティングとして入っていたエイト技研とか、全都清というのが入るといのは、要するにそっちの身内だから、要するに自分たちの内々で決めたものであって、正確な評価と言えないという、だから公正取引委員会が入るんですと言っているところを私聞いているんですけど、その辺はどうなんですか。

(島山義昭事務局長)

職員の中では、そのこういったプラント業務でありますとか、そういったのに精通した者がいない中でこの調査を行ったのかというような御質問であるかと思えます。先ほど、説明をいたしましたように調査は3カ所で、組合で行い、また民間のコンサルタントにお願いし、全国都市清掃会議にもお願いしているわけですが、組合の中でもですね、私は、この4月に拝命をいたしまして、参りまして、素人のうえにどを付けてもいいのかなというくらい、ど素人でございますけど、組合の職員の中には廃棄物技術管理士の資格取得者も数名おります。また、関連する電気主任技術者、公害防止管理者等資格も数名取得しております。また、今回計画しております施設は現行の施設と同様な方式でありますことから、運転管理についても20年以上の経験がございますので、構造等は熟知していると考えているところでございまして、調査におきましても住民の生活環境を守るためにどういう選択が一番適切かということを真摯に考えまして、素人でございますけど、どのような判断が今後の地域住民の福祉の向上に繋がり、生活環境を守ることに繋がるか、最低の経費で最大の効果を出すという使命に基づいて出した結果でございますので、御理解をいただければというふうに考えているところでございます。

(宮田幸一議員)

いいですか、私もう一回言いますよ。国は公平公正な中立的な団体でなければいけないと、審査するのはと言っているのに対して聞いているのに、エイト技研とかずっとかんでいるでしょ。それを聞いているんです。

(椎木伸一理事長)

ごみ処理施設建設工事の入札手続きにつきましては、先ほど来話ありますように、ごみ処理施設の特異性、専門性からコンサルタントを活用し、中立的な組織による技術支援業務ということで、公益社団法人全国都市清掃会議を活用しているところでございます。契約手続運営委員会の専門部会には学識経験者として大学教授等を委員として委嘱しております。低入札価格調査においても、そういった専門性等の観点から廃棄物コンサルタントや公益社団法人全国都市清掃会議にも調査をお願いしておりまして、最終的には契約手続運営委員会の専門部会の審議を経て、調査を終了したという形になっております。また、他の自治体においてもごみ処理施設建設工事が低入札価格調査制度に該当した事例がないか調査いたしましたところ、1自治体が低入札価格調査制度による調査を実施したようでありました。その自治体においては調査に要した期間は12日間ということでございまして、調査は廃棄物コンサルタントを活用したうえでごみ処理施設建設工事総合評価委員会で行いまして、審査は市職員で構成される低入札価格調査委員会において実施されたようでございます。

なお、この施工についても問題なく、現在も順調に稼働しているということでございます。

(宮田幸一議員)

時間がありませんので、全然質問に答えていらっしやらないですけれども。国が言うのは、例えば、公益法人で全国都市清掃会議と同じような組織はいっぱいあるわけですよ。例えばエイト技研も最初からかんでいますから、かんでいない同じようなところをすれば公正取引

委員会は入らないけど、これでは出来レースではないかということで私は聞いたんです。それと先ほどいろんな資格を持っている人がいるということですが、これはプラントメーカーという特許の製品ですから、これに必要な技術者はですね、出水市も阿久根市も長島町にもいません。本当は機械設備士がいるんです。それがいないのだから、いらん雑談の答弁をされて、いかにもきれいな答弁みたいだけれど、それは的を射ていませんのでそういうことはやめてもらえませんか。ですから、私はもう一回、理事3人に聞いているわけですから、この辺をどう思いますかと壇上で聞いているわけですから3人それぞれお答えください。

(西平良将副理事長)

宮田議員にお答えさせていただきます。質問の第4点につきまして、民間のコンサルタントにさせているということが違法になるのではないかというような趣旨での御質問かと思えます。理事会の中におきましても、今回の調査に関しましては事務局から説明を受けたところでございます。先ほどの議案第2号の提案理由の中でも事務局長が補足をしましたが、4月19日の理事会の中で詳細について説明を受けました。そこで説明を受けた中で私たちとしては全会一致で、この調査については問題ないだろうと判断したところでございます。

(川添健理事)

先ほど理事長のほうからお話がございましたように、こういったような事務局からの説明を受けまして適正にこの仕事が成功されると、そう判断しております。

(宮田幸一議員)

要するに公正取引委員会が入って、補助金の30億4,357万2千円が来なくなることを祈っていますが、この議会の時間がないので、終わった後に国に出向いて聞いてまいります。以上です。

(仮屋園一徳議長)

緊急質問が終わりました。

《日程第8 議案第2号》

(仮屋園一徳議長)

ここで議案第2号の審議を再開します。お諮りいたします。本件は委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

(仮屋園一徳議長)

ご異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。討論を許します。

(宮田幸一議員)

議案第2号に反対の立場で討論いたします。緊急質問を短い時間ではありましたがさせていただきます。国・県から勉強して私自身も何カ月も掛けて勉強したことからしますと、全く聞いていることを答弁してくれておりません。そういうことで、いい加減など言えば失礼になるかもしれませんが、国・県がちゃんと教えてくれた指針からみるとちょっと外れていらっしやる。ましてや一番大事な審査・調査というものは、北薩広域行政事務組合のコンサルティングをしたところではなく、第三者の公正・公平、そして中立なところにさせなければ、公正取引委員会が介入するおそれがあるということのご指摘を受けましたので、その辺を考えますと私は今回の議決には賛成したくても賛成できませんので反対をいたします。

(仮屋園一徳議長)

賛成討論はありませんか。吉元議員。

(吉元勇議員)

議案第2号工事請負契約の締結についてごみ処理施設建設工事に賛成の立場で討論いたします。

まず、我々広域議会に議決を求められている点は2点、契約の金額それから契約の相手方であります。提案されています契約の金額66億9,600万円、これはいろいろと質疑あるいは一般質問、緊急質問もできましたけれども低入札価格の調査がはいった金額であります。事務局長の答弁がまさしく討論そのものでありますけれども、調査をされた北薩広域行政事務組合コンサルタントこれは株式会社エイト日本技術開発、それと技術支援団体、公益社団法人全国都市清掃会議、この調査報告を見ましても、我々議会はそこに疑義を申すものでもありません。逆に今後の施工されたあるいは工事について議会はきちんとチェックする立場にあるのではないかと思います。調査の内容については問題ないものとし、契約の金額66億9,600万円に対しても問題ないという判断ができます。

次に、契約の相手方、株式会社川崎技研を代表構成員とする建築JV、構成員としては鉄建建設、丸久建設、株式会社小田原建設この構成員による契約の相手方についての議決ですけれども、資料等を見ても川崎技研、過去施工自治体調査、過去10年間の施工実績を見ても、落札率60%、78%、79%はじめ落札率の低い中でも結果としてはきちんと施工され稼働状況としても問題ないとの報告があります。このことを見ても契約の相手方に対しては問題ないという判断が議会としてはできると思います。これは直接的な判断であります。間接的に申しますと、先ほどの質疑でも申しましたけれども、ようやく長年かかって延期、延期としてきた環境センターの新しい施設がようやくできるのではないかと考えております。これまでいくつも何回も延期して地域住民にも迷惑をかけて、2市1町の住民に対しても不安視をされてきました。そして、この62億円というこの根拠は確かにいろいろとありますけれども、JVとしてはこれでやれるといったことが報告の中でも見えます。この62億円という金額で住民負担もある程度削減されます。そのことを申しましても、今ここで施工し、稼働に向けての一步を進むことが我々議会議決に地方自治法が求めているところでもあると思います。このことによって我々広域議会は常識な判断をし、冷静な判断をし、2市1町の住民の代表としてきちんとした議決が求められるところでもあります。よってこの提案に対し賛成し、一刻も早い着工、そして稼働を求め、2市1町の住民が安心して生活できるような環境づくり

をする、まさしくこのことが我々議会に求められていることであるものであります。よって、この提案に対し賛成を申し上げます。以上です。

(中嶋敏子議員)

私はただ今提案されております議案第2号、工事請負契約について(ごみ処理施設建設工事)について、意見・要望を付して賛成したいと思います。このごみ焼却施設については、この規模についてはこれまで稼働日数を280日から増やすこと、災害ごみ分については縮減を図ること、ごみ減量をさらに推進することで規模の縮小を求めてまいりましたが、現在整備中のごみ処理施設工事は昨年入札参加の新日鉄住金JV、この時は1社のみ応札でしたが、組合側が提示した90トン65億では価格が合わないことを理由に辞退をされたために今回の再入札に至った経緯があります。このことにつきましては、再入札に意欲を示していた新日鉄が、入札参加資格要件が当初提示された発電設備付き一般廃棄物焼却施設からボイラー式発電設備付きストーカ式焼却施設に変更されたために、ボイラー式焼却施設に実績がないことから入札に参加できない事態になりました。業界では、こうしたことは前代未聞、異例のことだという受け止めでありました。この件については、昨年12月議会の一般質問で私が指摘をしましたけれども、一議員の執拗で不当な要求が行政を歪めたのではないかという疑念から、広域行政に対する信頼を損なうことに繋がる大きな汚点を残していることをまず指摘をしたいと思います。こうした経緯があつて、今回新しく提示された入札資格要件のもと、工事の遅れから供用開始が1年遅れることもあつて、2市1町のごみ減量目標に照らして、前回の計画から2トン減った88トン、外構工事等も当初の一括発注から別途発注に変更された今回の工事に2JVの応札があり、3月8日に実施された入札の結果、最低入札価格62億円が調査基準価格66億6,000万3,456円未満の価格かつ失格基準価格52億6,006万円以上であったため入札は保留扱いとなり、今回資料として示された低入札価格調査を後日実施した結果、労務者の人員確保、過去に執行した公共工事の妥当性等で調査対象者が発注仕様書に適合した履行ができないと認められるに足りる事実は見当たらなかったと判断され、今回の工事請負の契約に至り、今議会に承認案件として提案されたものと思います。資料として示されたこのプラントメーカーが実施した全国の工事について、私自身独自の聞き取りなどをしてみましたが、現時点では大きな問題は発生していないようでありました。今回の価格は非常に厳しいのではないかという業界の指摘もあります。1トン当たり1億円という業界の相場、これは一般的に言われているものでありますけれども、トン当たり7,045万円という今回の落札価格はかなり低い価格という指摘もあります。しかし、もともと2010年度まではトン当たり5,000万円台で推移していたものが、15年度に係る5年間で7,700万円と53%も高騰した。これは延命から新規で作れという政府の方針の変更もあつて、建設ラッシュが続く中で値上げがされてきた経緯もあると思います。ですから7,000万円という価格は、そんなに低い価格ではないのではないかと私は判断しております。当初の計画から大幅に遅れたこともありますが、低入札価格を妥当とした審査結果の附帯意見で、組合は施工管理体制の強化を図り適切な施工を確保することとされています。加えて途中住民が納得できない計画変更やそれに伴う事業費の増額、作業員が安全に支障が出ないよう十分配慮を怠らないことなど意見を付したうえで、提案された議案については賛成する討論いたします。以上です。

(仮屋園一徳議長)

他にありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これから議案第2号工事請負契約の締結について(ごみ処理施設建設工事)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

(仮屋園一徳議長)

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

《日程第9 議案第3号 上程》

(仮屋園一徳議長)

日程第9、議案第3号、工事請負契約の締結について(最終処分場埋立地土木施設建設工事)を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、議案第3号、工事請負契約の締結について(最終処分場埋立地土木施設建設工事)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案も議案第2号と同様に工事請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び北薩広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

最終処分場埋立地土木施設建設工事は、ごみ処理施設からの焼却灰やリサイクルセンターからの不燃性残渣等を埋立処理する施設を建設する工事であります。平成30年2月20日に入札公告を行い、それにより、2者の共同企業体の参加があり、平成30年4月5日に入札を行ったところでございます。入札の結果、参考資料の28ページにありますとおり、2者とも同額で応札され、くじにより、南生・阿久根特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、4月24日に仮契約を締結したところでございます。

30ページを御覧ください。工期は、議決の日の翌日から平成32年3月31日までといたしております。請負代金の金額は、3億5,396万9,352円でございます。契約の相手方は、南生・阿久根特定建設工事共同企業体で、代表構成員が鹿児島県鹿児島市平之町8番13号、南生建設株式会社、構成員が鹿児島県阿久根市塩鶴町一丁目1番地、阿久根建設株式会社阿久根支店でございます。

工事概要を御説明申し上げます。32 ページを御覧ください。施設規模は、埋立面積が 8,600 平方メートル、埋立容量が 4 万 5,247 立方メートルであり、埋立工法は、サンドイッチ・セル方式であります。構造は、準好気性埋立構造で、処分場タイプは、オープン型としております。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

(仮屋園一徳議長)

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

(宮田幸一議員)

私の手元に、今、業者から質問があったことに対して、北薩広域行政事務組合で答えられている部分がありましたので、これは 39 番の質問ナンバーのことです。漏水検知システムの方式は、どうなんでしょうかと、点電極式とか、面電極式とか、線電極式とかいろいろあって、答えのほうでは、回答されたのは面電極式としますと言い切ってますので、そこで調査をしましたところ、一社しか製造ができないということでしたので、これもまた国土交通省の方に問い合わせてみましたら、独占禁止法に引っ掛かりますよと、いうことを指摘をいただきましたので、一社しか製造ができないこの面電極式に対して、独占禁止法に抵触しない手立てとして、どうされて対応していられるおつもりなのか教えてください。

(椎木伸一理事長)

事務局から答弁させます。

(松下弘明施設管理課長)

宮田議員の質問にお答えします。御指摘のとおり、質問回答におきまして漏水検知システムの方式は面電極式と回答しております。電気式の漏水検知システムには線電極式、点電極式、面電極式があるようでございます。まず、漏水検知システムについては、近年もっとも実績が多く、信頼性もあり、常時監視できることから電気式漏水システムを採用することといたしました。電気式漏水システムには、電位法、漏洩電流法、パルス法、インピーダンス法、電流位相法等ございます。言われている方式の種類まで決定しますとメーカー指定となる可能性があるため、当初記載はしておりませんでした。我々としては、面電極式についても多数あると考えて、取り扱いですね、回答したところでもありますけれども、実際一社しか作ってないということは、ちょっと認識はしておりません。ですので、その御質問の公正取引の対応というか、そこは今のところ、ちょっと対応は考えていなかったところでございます。

(宮田幸一議員)

このことを調査してですね、やっぱりせつかくだからと思って、先ほど言いました国土交通省大臣官房の方にも問い合わせ、また、県の技術管理課の方にも問い合わせました。多分、ここも一緒だろうと思うんですけど、広域行政事務組合も我々は、国もですよ、県もですよ、商品指定はしないんだと。性能指定をしているんだと。ただし、いいですか、ここからよく

聞いてください。ただし、性能指定をしても、その性能指定した物が一業者しか製造ができないとなった場合は、対応策としてそれと同等品以上ならばOKですよという、幅広い、要するに公正取引委員会の独禁法に引っかからないために、そういう手立てをしているんですということを、国も県も教えてくださいましたので、ですから当事務組合はどう対応されるのかなということで聞いておりますので、できれば決定権者である理事会でお答えいただけませんかでしょうか。

(椎木伸一理事長)

今、御指摘がありました、調査の結果1社しかないということであれば、性能が同等以上であるという取り扱いをしていきたいと思っております。

(宮田幸一議員)

今のはあまり聞き取れなかったのですが、すごく自信がなさそうなんです、これはあなたの方が決めたんでしょ。だって、契約担当者は理事長ですよ。もし、これ1社しかないということであれば、検討をし直して、国や県みたいにされるかわかりませんが、要は独占禁止法に抵触しないためのいろいろな方策は取られていると認識してよろしいかどうか、もう一回ははっきりとお答えください。

(仮屋園一徳議長)

在席のまま休憩いたします。

午後1時54分 休 憩

午後1時56分 再 開

(仮屋園一徳議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(椎木伸一理事長)

メーカーの指定をしているわけではございませんで、結果として1社しかないということが判明しましたら、同等以上のということで対応してまいりたいと思っております。

(仮屋園一徳議長)

他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りします。本件は委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これから、議案第3号、工事請負契約の締結について（最終処分場埋立地土木施設建設工事）を採決します。本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、在席のまま、暫時休憩します。

午後1時58分 休 憩

午後1時59分 再 開

《追加日程第1 閉会中の継続調査 上程》

(仮屋園一徳議長)

再開します。

ここで、日程の追加について、お諮りします。本日、これからの日程として、ただいま、お手元に配付してありますとおりました。

これを本日の日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、日程はお手元に配付しましたとおりと定め、追加することに決定しました。

これからの日程は、お手元に配付しました追加議事日程により進めますので、御協力をお願いします。

(仮屋園一徳議長)

追加日程第1、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員長から、会議規則第109条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。総務委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、総務委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

《追加日程第2 閉会中の継続審査 上程》

(仮屋園一徳議長)

追加日程第2、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第109条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(仮屋園一徳議長)

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

《開 会》

(仮屋園一徳議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって、平成30年北薩広域行政事務組合議会第1回臨時会を閉会します。

おつかれさまでした。

午後2時00分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長

北薩広域行政事務組合議会議員

北薩広域行政事務組合議会議員
